

3年保存



基徴発0123001号
平成16年1月23日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

商工会等を母体団体とする労働保険事務組合の
合併に係る事務取扱について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村の合併が、平成17年3月31日までに多数予定されていることに伴い、当該市町村に所在する労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の認可を受けた商工会及び商工会議所（以下「商工会等」という。）の合併が予想されるところである。

事務組合の認可その他事務組合に関する事務は「労働保険事務組合事務処理手引」（平成12年3月31日付け発労徴第31号。以下「事務処理手引」という。）により取り扱っているが、上記市町村合併に伴う商工会等の合併については、その性格にかんがみ、下記のとおり取り扱うこととしたので御了知の上、当該事務の円滑な遂行に特段の御配慮をお願いします。

記

1 合併に係る認可について

商工会等の合併の形態については、商工会又は商工会議所同士の合併のほか、既存の商工会等を解散して新たな商工会等を設立するものや、商工会が既存の商工会議所へ吸収されるものなどが考えられるところであるが、おおむね既存の商工会等に吸収されるものと新たに商工会等を設立するものとに分けられるところであり、その形態に応じて以下により取り扱うこととする。

(1) 吸収合併の場合

ア 意義

事務組合の認可を受けた商工会等について、合併により一の商工会等が存続して、その他の商工会等が消滅する場合をいうこと。

イ 吸収合併であることの確認

存続する一の商工会等が、商工会等の合併により存続しているものであること

を証する書面（商工会にあっては、商工会法施行規則（昭和35年通商産業省令第58号）第8条の2第1項第3号に規定する合併契約書の謄本等。また、商工会議所にあっては、商工会議所法施行規則（昭和28年通商産業省令第52号）第8条に規定する解散の事由を記載した書面等）により確認すること。

ウ 事務組合認可の取扱い

存続する一の商工会等に係る事務組合については、事務処理手引第6章のIの6「事務組合認可申請書及び添付書類の記載事項等を変更するとき」により取り扱うこと。

また、消滅する商工会等に係る事務組合については、事務処理手引第6章のIの8「労働保険事務組合業務廃止届」により取り扱うこと。

(2) 新設合併の場合

ア 意義

事務組合の認可を受けた商工会等について、合併により既存の商工会等が全て消滅して、新たな商工会等を設立する場合をいうこと。

イ 新設合併であることの確認

新たに設立された商工会等について、上記(1)イと同様に確認すること。

ウ 事務組合認可の取扱い

新たに設立された商工会等は、新たな団体であることから、当該商工会等に係る事務組合については、事務処理手引第3章に掲げる新規認可の手続きによること。

なお、2年以上の運営実績（同章1の(2)のニ及び3の(3)の関係）に係る要件については、合併が商工会法（昭和35年法律第89号）又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく手続によるものであることから、消滅する商工会等の運営実績をもって判断して差し支えないこと。

また、消滅する商工会等に係る事務組合については、事務処理手引第6章のIの8「労働保険事務組合業務廃止届」により取り扱うこと。

(3) 商工会等の「支所」等の取扱い

合併した商工会等が、消滅した商工会等を、地域の利便性等にかんがみ「支所」等の名目で存続させる場合も考えられるが、当該「支所」等を独立した事務組合として新規認可することは、商工会等が「支所」単位で独立した定款等を保有する団体とすることが商工会法又は商工会議所法に照らして考えられないことから、行えないものであること。

なお、労働保険料の申告・納付等は労働保険番号によって行われているものであるため、消滅した事務組合に付与されていた労働保険番号を継続して使用することにより、「支所」等の単位で事務組合の業務の一部を行っても差し支えないこと（下

記3参照)。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第35条により政府への労働保険料等の納付義務は認可を受けた事務組合が負うものであるから、同法第21条の2による口座振替による納付の振替口座は、当該事務組合一口座とし、「支所」等の単位で口座振替を行うことはできないものであること。また、事務組合監査及び徴収法第43条による立入検査等は、当該事務組合を一単位として行うものであること。

2 事務組合整理番号の付与について

商工会等の合併による事務組合について、上記1に基づく認可事務を行った場合における事務組合整理番号の付与方法については、合併の形態にかかわらず、既存の事務組合整理番号の一つを継続して使用し、他の事務組合整理番号を廃止する方法で行って差し支えないこと。

3 労働保険番号の付与について

商工会等の合併による事務組合について、上記1に基づく認可事務を行った場合における労働保険番号の付与については、事務組合整理番号の一連番号と、労働保険番号の基幹番号の一連番号が同一でなくなった場合でも、新たに労働保険番号を振り出さず、合併前の労働保険番号を継続して使用して差し支えないこと（別紙の例1参照）。ただし、この場合、当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所（以下「管轄署・所」という。）に変更があった場合は、労働保険番号の管轄だけを管轄署・所のコードに変更することを要すること。

なお、吸収合併の場合には、吸収され消滅する側の労働保険番号を存続する側の労働保険番号に変更すること（枝番号の追加、別紙の例2参照）も可能であるので、業務量や管理方法等を勘案の上、処理方法を判断されたいこと。

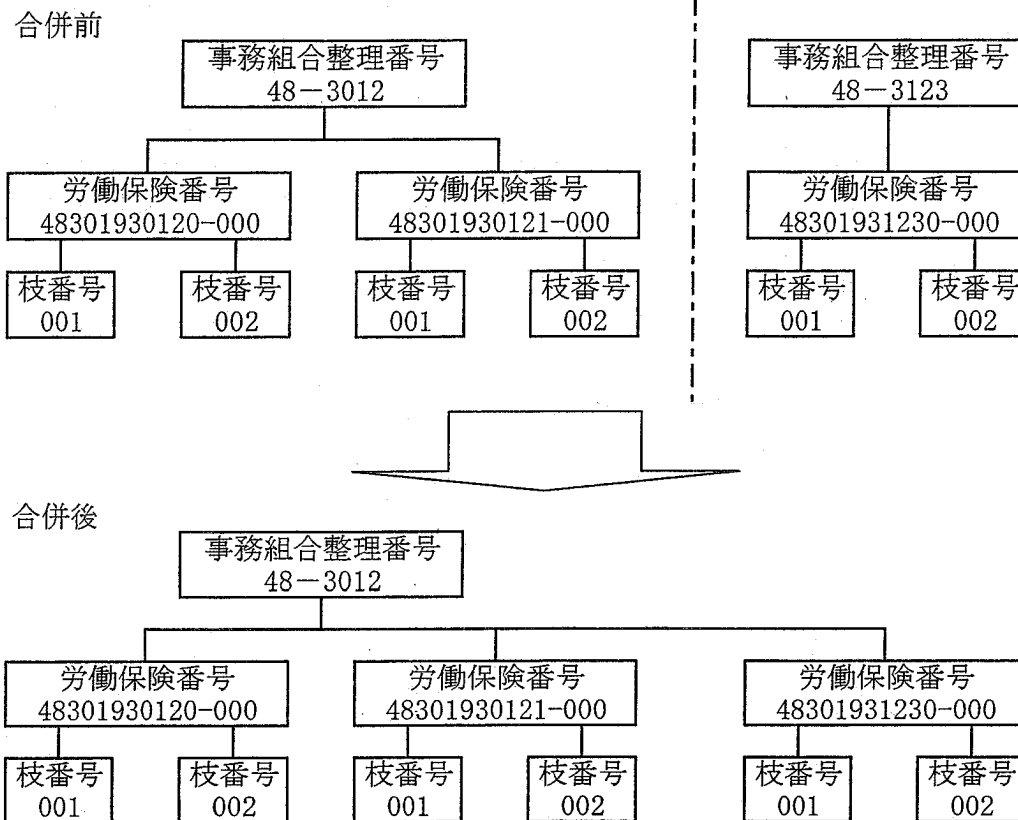
また、上記2及び3の事務組合整理番号及び労働保険番号の労働保険適用徴収システム上の取扱いについては、平成16年1月23日付け基業発0123002号「労働保険事務組合の合併による事務組合整理番号統合等の本省一括処理について」を参照されたいこと。

4 報奨金の取扱いについて

報奨金の申請及び交付に当たっては、上記1に掲げる商工会等の合併等後に存在している一事務組合が申請し、当該事務組合に交付することとする。

また、当該事務組合の支給要件を判断するに当たっては、吸収され又は消滅した商工会等に係る事務組合の納付状況をすべて合わせるものであること。

例1 (合併前の労働保険番号を継続して使用する場合)



例2 (枝番号を追加する場合)

